

砂利採取法・土採取条例・採石法の概要

項目	砂利採取法	千葉県土採取条例	採石法
1 制定	昭和43年(法律第74号)	昭和49年(条例第1号)	昭和25年(法律第291号)
2 目的	災害防止、砂利採取業の発達	災害防止	災害防止、岩石採取業の発達
3 定義	砂、砂利、栗石、玉石 対象：粒径が0.01mm以上300mm以下	盛土、埋込に用いる土 対象：粒径が概ね0.01mm未満	砂岩、玄武岩、頁岩、花こう岩、安山岩、れき岩、ベントナイト等計24種 対象：粒径が300mm超
4 制度	採取業者の登録(知事) 採取計画の認可(知事及び地域振興事務所長)	採取業者の登録(知事) 採取計画の認可(知事及び地域振興事務所長)	採石権(経済産業局長) 採取業者の登録(知事) 採取計画の認可(知事)
5 資格	業務主任者	現場責任者	業務管理者
6 細則	①採取業者の登録等に関する規則 ②業者登録申請書作成要領 ③砂利の採取計画等に関する規則 ④県砂利採取計画の認可に係る審査基準 ⑤砂利採取計画認可申請書類作成要領 ⑥砂利採取計画認可事務処理要領	①条例施行規則 ④土採取計画の認可に係る審査基準 ⑤土採取計画認可申請書作成要領 ⑥土採取計画認可事務処理要領	①採石法施行規則 ④県岩石採取認可基準 ⑤岩石採取計画認可申請書作成要領 ⑥岩石採取計画認可事務処理要領
7 認可権者	①1年間の採取量10万m ³ 未満の認可(千葉市・市原市を除く):地域振興事務所長。ただし、次の区域は50万m ³ 未満まで ・印旛地域振興事務所、香取地域振興事務所君津地域振興事務所の各管轄区域 ②市原市のすべてと①以上の認可:知事(産業振興課)	③千葉市の認可:千葉市長(企業立地課)	①知事(産業振興課) 千葉市を除く県域 ②千葉市の認可:千葉市長(企業立地課)
8 認可期間	1年以内(優良採取場は3年以内)	1年以内(優良採取場は3年以内)	3年以内
9 立入検査	地域振興事務所及び産業振興課、 千葉市長(企業立地課)	地域振興事務所及び産業振興課 千葉市長(企業立地課)	君津、安房及び海匠地域振興事務所並びに産業振興課 千葉市長(企業立地課)
10 措置命令等	地域振興事務所長及び知事(産業振興課)、 千葉市長(企業立地課)	地域振興事務所長及び知事(産業振興課) 千葉市長(企業立地課)	君津、安房及び海匠地域振興事務所長並びに知事(産業振興課) 千葉市長(企業立地課)
11 認可の取消し等	知事(産業振興課) 千葉市長(企業立地課)	知事(産業振興課) 千葉市長(企業立地課)	知事(産業振興課) 千葉市長(企業立地課)
12 認可基準	残壁の基準等 ①法面勾配 45度以下 ②保安距離 4m以上 ③掘削小段高 1.5m以下 ④掘削小段幅 2m以上 ⑤掘削深さ 基準点以下1.0mまで 条件付きで1.5mまで	残壁の基準等 45度以下 2m以上 1.0m以下 1m以上 掘削区域に隣接する土地の最低地点より低くできない。	碎石・捨石の採掘残壁基準等 平均傾斜60度以下(掘削中75度以下) 5m以上(保安距離) 2.0m以下(掘削中1.5m以下) 2m以上 平坦地から1.5mまで